

子ども版「教育しが」制作等業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、子ども版「教育しが」制作等業務の受託予定者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務の名称

子ども版「教育しが」制作等業務

(2) 業務の目的

子どもを中心においた教育施策の推進に向けて、子どもたちに親しみやすい記事を掲載し、教育施策への興味関心を喚起するとともに、子どもからの声を活かす双方向の誌面作りによる「『子ども版』教育しが」を発行し、子どもの意見を教育施策に反映することに資する。

(3) 業務の内容

詳細は別添仕様書のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

(5) 予定価格

2,886,000円（消費税および地方消費税を含む）

3. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の種目で登録されている者であること。

【営業種目】

次のすべての種目が希望営業種目に登録されていること

大分類：物品 中分類：印刷・製本

大分類：役務 中分類：デザイン 小分類：印刷物の企画編集

なお、新たに公募型プロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-431

4. 説明会

説明会は実施しない。

5. 企画提案に関する質問の受付

(1) 質問方法

質問票（様式2）により、FAXまたは電子メールで受け付ける。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を確認の電話で連絡すること。

(2) 質問受付期間

令和6年4月18日（木）17時まで

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問を全てまとめて、令和6年4月23日（火）17時を目途に滋賀県教育委員会ホームページの以下のURLに掲載する。

滋賀県教育委員会>教育委員会の概要>広報>小学校上学年向け情報誌子ども版「教育しが」

<URL> <https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/gaiyou/koho/edushiga/>

6. 参加申込の受付

参加を希望する事業者は、令和6年4月26日（金）正午までに7に示す「提出先」に参加申込書（様式1）を提出すること。

※ 提出方法は電子メールによることとし、必ず到達確認の電話を行うこと。

7. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

参加を申し込んだ事業者は、次の①から⑤の書類を作成し、提出すること。

なお、1者につき、1提案とする。

提出部数は、①、④、⑤については、正本1部のみ。②、③については、正本1部、写し7部とする。なお、写し7部には会社名等の提案者が推測される情報を入れないこと。

①企画提案書提出書（様式3）

②企画提案書（任意様式）

・次の事項を必ず明記し、A4サイズ（ホチキス左上1カ所綴じ）とすること。

ア：企画記事の構成計画

イ：編集会議から発行業務に至るまでの工程案

ウ：子どもの声を聞き、誌面へ反映するための独自の取組

エ：閲読率向上のための独自の取組

（夏季休業入り前という時季を考慮し、3号を児童が一人一台端末で閲読するために効果的な周知方法等の取組を含めること。）

③企画編集の提案作品（デザインキャンプ）

・用紙は展開B3判とし、二つ折り様により提出すること。

・特集記事「子どもの体力づくり」に関する記事を1面に作成することとする。

・仕様書2ページの誌面構成例を参考にし、2面に子どもの体力づくりとは異なる特集記事を作成するとともに3、4面はその他の記事を掲載することとする。

④経費見積書（任意様式）

ア 経費見積書には、別紙仕様書をもとに、着手から納品に要する経費とその内訳を明記すること。（同仕様書■企画編集・印刷業務、■発送業務に示す、それぞれの業務に要する経費が分かるように内訳を記載すること。また、消費税および地方消費税を含むものとし、税額を明記すること。）

イ 経費見積書には、事業所名、所在地住所、代表者名、代表者印があること。

⑤添付書類

- ア 業務実績書（様式4）
- イ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ウ 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- エ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当する場合における各関係書類の写し
- ① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
 - ② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、障害者を雇用している旨の申立書の写し。
 - ③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
 - ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- オ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認定証（県発行）の写し、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- カ 「環境マネジメントシステム」のうち、（i）国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証をうけている場合は審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）等）による証明書の写し、（ii）一般社団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録を受けている場合はその写し、（iii）特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録を受けている場合はその写し、（iv）一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの

認証を受けている場合はその写し

(2) 提出方法

下記(3)に示す提出先への持参または簡易書留による郵送に限る。

※持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日および祝日を除く、平日 9:00 から 17:00 とする。

※郵送の場合は、提出期限までに提出先に届いていること。また、必ず到達確認の電話を行うこと。

(3) 提出期限と提出先

提出期限：令和6年4月30日（火）（※土、日および祝日を除く）の17時00分まで（必着）

提出先：滋賀県教育委員会事務局教育総務課 企画係

（連絡先）〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4512 FAX 077-528-4950 E-mail edu@pref.shiga.lg.jp

8. プロポーザル提出物にかかる留意事項

(1) 体裁、文章表現

- ・フォントはユニバーサルデザインに配慮したフォントとする。
- ・文字サイズは、11ポイントを基本とすること。
- ・小学生が関心を持ちやすいタイトルや見出しの工夫をすること。
- ・小学生が読みやすく、親しみやすいスタイル（文字数、文字サイズ・フォント、色づかいなど）となるように配慮すること。

(2) ルビ

- ・原則として、本文中に表記する漢字には、すべてルビをふること。

9. 審査について

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づき、滋賀県教育委員会事務局教育総務課において設置する審査会（委員3名）により審査を行う。

(2) 評価項目

評価項目は下記のとおりとし、参加した事業者のうちから、総合点が最も高い者を契約予定者とするが、総合点が最も高い者が複数あった場合は、最も価格が低い者の1者とする。ただし、審査における委員の得点が一人でも30点未満の評価であった場合、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

| | 評価項目 | 配点 |
|--------------|---|------|
| 1. 企画力 | 企画記事の構成計画は滋賀の教育の理解に基づくものとなっているか。 | 10点 |
| 2. 企画力 | 小学生が興味を引く記事の構成計画となっているか。 | 10点 |
| 3. 文章力 | 小学生の発達段階に合わせた分かりやすい文章となっているか。 | 10点 |
| 4. 文章力 | タイトルや見出しの文言が工夫されているか。 | 5点 |
| 5. 計画力 | 編集会議から3回以上の校正を含め、校了まで十分余裕をもった工程案となっているか。 | 5点 |
| 6. デザイン性 | 小学生の興味を引く写真、イラスト、色使いとなっているか。 | 10点 |
| 7. デザイン性 | 読者の導線を意識し、図表などが適切かつ効果的に配置されているか。 | 5点 |
| 8. 独創性 | 子どもの声を聞き取り、記事に生かすために独自の効果的な工夫があるか。 | 10点 |
| 9. 独創性 | 児童が第3号（電子版）を一人一台端末で閲読する工夫や、次号が楽しみになるような取組があるか。 | 5点 |
| 10. 経済性 | 見積金額は妥当か。 | 10点 |
| 小計（1～10） | | 80点 |
| 委員3名 計 | | 240点 |
| 11. 経験値 | 本委託業務と類似の業務の実績があるか。 | 4点 |
| 12. 社会政策面の取組 | 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認 | 1点 |

| | | |
|-----|---|------|
| | 定を受けているか。 | |
| | 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 | 1点 |
| | 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1点 |
| | 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1点 |
| | 環境マネジメントシステムのうち、実施要領7(1)カに示す(i)～(iv)のいずれかの認証を受けているか | 1点 |
| 13. | 県内に本店を有する事業者か。 | 1点 |
| | 小計(11～13) | 10点 |
| | 合計 | 250点 |

(3) 審査日 令和6年5月7日(火曜日)

(4) 結果の通知

審査の結果については、参加した事業者全てに書面により速やかに通知する。

10. 失格

(1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合

- (2) 企画提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 見積金額が予定価格を上回っている場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

11. その他

- (1) 提出された全ての書類については、加筆・訂正・差し替え等は認めない。
- (2) 提出された書類に必要な事項が記載されていない場合、また、必要な条件を満たしていない場合、虚偽の記載をした場合は失格となる場合がある。
- (3) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、このプロポーザルに係る審査以外に使用することはない。
- (4) プロポーザルに要する経費は全て各事業者の負担とする。
- (5) 採用した場合でも、本業務の達成のために、制作過程において両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。